

契約職員の待遇・謝金等支払規程

1. 無期雇用契約職員

- (1) 無期雇用契約常勤職員および無期雇用契約非常勤職員の雇用に関しては以下のとおりとする。
- ①雇用期間中は、無期雇用契約締結時の条件とする。雇用条件を変更または追加する場合には新たに雇用契約を締結する。
 - ②雇用契約書に記載したプロジェクトが終了した場合は、契約は終了するものとする。
 - ③職員の都合により契約を履行できないと申し出があった場合は、申し出があつた時点で契約は終了するものとする。
- (2) 無期雇用契約常勤職員および無期雇用契約非常勤職員の手当に関しては以下の項目を除き、職員給与規程に準ずる。
- ①住宅手当は、支給対象外とする。
 - ②ピース手当は、無期雇用契約非常勤職員には支給対象外とする。

2. 有期雇用契約職員

- (1) 有期雇用契約常勤職員および有期雇用契約非常勤職員の雇用条件を変更または追加する場合には新たに雇用契約を締結する。
- (2) 有期雇用契約常勤職員に対しては、住宅手当は支給対象外とし、そのほかの事項は職員給与規程に準ずる。
- (3) 有期雇用契約非常勤職員の給与および手当は以下のとおりとし、そのほかの事項は職員給与規程に準ずる。
- ①一般職員の時給は、東京都の定める最低賃金以上とする。
 - ②資格保有職員（キャリアカウンセラー、臨床心理士等）の時給は、1,375 円以上とする。
 - ③賃金は本人の経験、資格及び予算に基づいて担当プロジェクトマネージャーが決定する。
 - ④住宅手当、休日勤務手当は支給対象外とする。

3. 謝金

(1) 講演（1時間30分～2時間程度）

	A	B	C
大学教員・研究者等	100,000円	50,000円	30,000円
専門的知識を有する者	70,000円	40,000円	20,000円
実務担当者	50,000円	30,000円	10,000円

(2) 上記(1)以外(コーディネーター、パネリスト、委員会委員、アドバイザー等)

	A	B	C
大学教員・研究者等	50,000円	40,000円	30,000円
専門的知識を有する者	40,000円	30,000円	20,000円
実務担当者	30,000円	20,000円	10,000円

※表中の数値は全て下限を表示

※表中A、B、Cは、実績(当該研究等の実績のほか、他の同様の依頼の場合の金額)、集客力、知名度、著書(出版数、当日販売の有無等)、貢献度等を事業担当プロジェクトマネージャーが総合的に評価し、担当オーナーの承認を得た後提示する。

※表中A、B、Cは、個人に固定するものではなく、事業ごとに決定していくものとする。

(3) 技術指導者 5,000円以上 50,000円以下
技術の内容、経費の有無、実務時間等事業担当プロジェクトマネージャーが総合的に評価し、担当オーナーの承認を得た後提示する。

(4) 講座講師等 5,000円以上(内部対象者)
10,000円以上(外部対象者)

(5) 情報提供者 法人と情報提供に関する契約を締結した者が、法人に利益をもたらす情報を提供した場合、当該案件の経常利益の10%を支払う。但し、情報提供回数及び利益額の積算により率を変更することができる。

4. その他

- (1) 外部委託事業の場合で、上記規定で処理できないときは担当プロジェクト・マネージャー及び担当オーナー並びに事務局長で検討する。
- (2) 依頼先に規定がある場合は、原則として依頼先にあわせるものとする。
- (3) 源泉徴収にあたり、徴収分を上乗せできるものとする。

5. 交通費・宿泊費

第3項の謝金が支払われる者には、交通費実費を支払うことができる。交通費実費には、

特急、急行、寝台料金の一般指定料金及び航空料金の一般席料も含む。また、遠方で、日帰りが困難な場合には、1泊15,000円を上限として宿泊費実費を支払うことができる。

6. 改廃

本規程の改廃は、経営ボード会議の議決により行い、理事会に報告する。

付則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

平成19年1月5日 改定

平成20年4月1日 改定

平成21年5月1日 改定

平成24年10月1日 改定

平成26年7月11日 改定

平成30年4月1日 改定

平成31年4月1日 改定

令和5年7月1日 改定